

甲府市中小企業・小規模企業振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 基本的施策（第11条～第15条）

第3章 施策を推進するための措置（第16条～第18条）

第4章 雑則（第19条）

附則

四季折々に様々な表情をみせる豊かな自然、連綿と続く歴史に培われてきた伝統、文化など、本市は、豊富な地域資源に恵まれ古くから多くの人が集い、山梨県の政治・経済・文化の中心地として永きにわたり栄え発展を続けてきた。

また、江戸時代から続く水晶研磨加工技術の承継により日本一の集積地となった宝飾産業に加え、国産ワイン発祥の地として明治時代から歴史を刻んできたワイン醸造などの地場産業が盛んなほか、製造業、卸売業、小売業、サービス業など幅広い分野の産業が集積しており、本市の企業の大半を占める中小企業・小規模企業が、その原動力となって地域経済を支えてきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展、経済のグローバル化に伴う経営環境の変化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況のなかで、本市の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、明るい未来に向けてさらなる躍進の機会を見出し、力強く持続的な成長を遂げていくためには、中小企業者及び小規模企業者自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携及び協力をし、それぞれに期待される役割を果たす中で、多角的な視点に立った支援を行っていくことが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念及び施策の方向性を定め、これに地域社会全体で一体的かつ積極的に取り組むことにより、本市のさらなる発展を目指す礎とするため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に

規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下この条において「事務所等」という。）を有するものをいう。

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に関する団体をいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うもの及び信用保証協会をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び公共職業能力開発施設であるものをいう。
- (7) 経営の革新 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出等による地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献している重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上のための自主的な努力が助長されるよう推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、教育機関等その他の関係機関及び市民が、中小企業者及び小規模企業者とともに相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に推進する責務を有する。

- 2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び推進するに当たっては、中小企業者及び小規模企業者並びに関係機関の意見をこれに反映するよう努めなければならない。

（中小企業者及び小規模企業者の努力）

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的に経営の革新等による経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任

を自覚し、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。

- 3 中小企業者及び小規模企業者は、後継者の育成等により円滑な事業の承継を図るとともに、労働者の積極的な雇用、人材の育成及び労働環境の整備に努めるものとする。
- 4 中小企業者及び小規模企業者は、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。
- 5 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、相談、指導及び研修の充実等により、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上の支援に努めるものとする。

- 2 中小企業関係団体は、創業を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。
- 3 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、資金の供給、経営相談等を通じて、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上を支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、創業を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。
- 3 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、経営の革新等に取り組む中小企業者及び小規模企業者への技術的支援等に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市内の中小企業・小規模企業において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。
- 3 大企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

- 2 大学は、研究開発の成果の普及及び中小企業・小規模企業との共同研究の推進を図るとともに、企業活動に必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 3 教育機関等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業が、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に寄与していることへの理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営者及び後継者の育成を支援すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の従業員等の技能及び知識の向上を支援すること。
- (3) 教育機関等と連携して、若者等の中小企業・小規模企業への就業意識を醸成すること。
- (4) 就業を希望する者への多様な就業の機会を創出すること。
- (5) 仕事と子育てとの両立を支援することにより、女性の就業を促進すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の事業活動、雇用等に関する情報の発信に努めること。

(経営基盤の強化)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営に関する相談、指導等の充実に関する取組を支援すること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達を支援すること。

(創業の促進)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の創業の促進を図るため、関係機関と連携して、創業に必要な情報の提供、相談及び研修の充実、資金の円滑な供給その他の必要な施策を推進するものとする。

(販路拡大の促進)

第14条 市は、中小企業・小規模企業の販路の拡大を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 国内外における商談機会等を創出すること。
- (2) 新技術及び新商品の開発を支援すること。

(地場産業の振興)

第15条 市は、地場産業を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の技術の承継、事業の継続等を支援すること。

(2) 地場産品の普及を促進するための活動等を支援すること。

第3章 施策を推進するための措置

(財政上の措置)

第16条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動の充実)

第17条 市は、中小企業・小規模企業の振興に資する広報活動の充実に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興推進委員会)

第18条 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に関する事項について調査審議するため、甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関わる者等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第18条及び次項の規定は、平成29年2月1日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表29の項の次に次の1項を加える。

29の2	中小企業・小規模企業振興 推進委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円